

埼玉県市町村職員の「旅券法」に基づく旅券事務実施に関する交付金 交付要綱

(趣 旨)

第1条 県は、埼玉県市町村職員の「旅券法」に基づく旅券事務実施に関する要綱に基づき生じた事務の処理に要する経費等について、予算の範囲内で、埼玉県市町村職員の「旅券法」に基づく旅券事務実施に関する協定（以下「協定」という。）を締結した市町村に対し、埼玉県の旅券事務実施に対する交付金（以下「交付金」という。）を交付する。

(交付の対象者)

第2条 前条の交付金の対象者は、協定を締結した市町村とする。

(交付金の額)

第3条 交付金の額は、協定を締結した市町村ごとに算定するものとする。

2 交付金の額の算定においては、原則として知事が定める基準単価（以下「基準単価」という。）と当該市町村が旅券事務の発給に係る事務処理を行った件数（以下「事務処理件数」という。）に基づいて算定するものとする。

3 交付する額に1,000円未満の端数がある場合において、その端数が500円以上であるときはこれを1,000円に切り上げ、500円未満であるときはこれを切り捨てるものとする。

(交付額の算定に用いる数値および用語の定義)

第4条 前条の規定による交付金の額の算定に用いる数値及び用語については、次の各号の定めるとおりとする。

一 基準単価とは、協定を締結した市町村において旅券事務に要した標準的な必要経費とし、予算の範囲内で毎年度知事が決定する。

二 前号に定める基準単価は、当該年度の7月末までに決定し、様式第1号の基準単価通知書により当該市町村に通知するものとする。ただし、協定を締結した初年度においては、当該年度の2月末までに決定し、通知するものとする。

三 事務処理件数とは、市町村が当該年度に処理した、一般旅券の新規発給、記載事項変更旅券発給及び残存有効期間同一旅券発給、の交付件数とする。ただし、交付金の交付申請日までに当該事務処理件数が定まらない場合は、各年度における交付予定件数を事務処理件数とする。

(交付額の算定)

第5条 交付額の算定は、原則として基準単価に当該市町村の当該年度の事務処理件数から当該市町村住民分の事務処理件数を除いた件数を乗じて得た額とする。

(交付金の交付申請)

第6条 交付金を受けようとする市町村の長は、様式第2号の「埼玉縣市町村職員の旅券事務実施に関する交付金交付申請書」により、毎年度の3月1日までに知事に申請するものとする。

(交付金の決定)

第7条 知事は前条の規定により提出された申請書の内容を審査し、交付金を交付すべきものと認めるときは、交付金の額を決定し、様式第3号の交付決定通知書により、市町村長に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定に基づいて決定した交付金を、当該市町村の様式第4号の請求書による、請求に基づき交付するものとする。

3 知事は前2項の規定にかかわらず、必要と認めるときは交付金の決定及び金額を変更することができる。

(交付金の精算)

第8条 知事は、第4条第3号ただし書の規定により、事務処理の予定件数を用いて算定された交付申請額により交付金を決定した場合には、その翌年度において、当該交付金を交付した年度の事務処理件数に基づき交付金の額を再計算し、精算するものとする。

2 前項の規定による精算は、その交付金の変更額を当該交付した翌年度の交付金額の額に加算し、又は減額するものとする。

(事務処理件数等の報告)

第9条 知事は、翌年度の交付金の額を算定するために、協定を締結した市町村に対して、次に掲げる事項について、毎年7月末までに報告を求めるものとする。

- 一 前年度の一般旅券の新規発給、記載事項変更旅券の発給及び残存有効期間同一旅券の発給の各事務処理件数
- 二 その他知事が必要と認める事項

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年10月15日から施行する。
- 2 第3条第2項に規定する事務処理件数には、平成25年度及び平成26年度の交付金の算定に限り、記載事項訂正の交付件数を含むものとする。
- 3 第9条第1号に規定する事務処理件数には、平成26年度及び平成27年度の報告に限り、各前年度の記載事項訂正の交付件数を含むものとする。
- 4 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、令和5年3月27日から施行する。
- 6 第3条第2項に規定する事務処理件数には、令和4年度及び令和5年度の交付金の算定に限り、査証欄増補の交付件数を含むものとする。
- 7 第9条第1号に規定する事務処理件数には、令和5年度及び令和6年度の報告に限り、各前年度の査証欄増補の交付件数を含むものとする。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年度埼玉県市町村職員の旅券事務実施に関する
交付金の基準単価通知書

第 号
年 月 日

市町村長 様

埼玉県知事

埼玉県市町村職員の旅券事務実施に関する交付金の基準単価を
決定しましたので通知します。

記

1 年度 処理件数 1 件当たり基準単価
_____円

様式第2号（第6条関係）

年度市町村職員の旅券事務実施に関する交付金交付申請書

第 号
年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

市 町 村 長

埼玉縣市町村職員の旅券事務実施に関する交付金を受けたいので、
下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 _____ 千円

2 算定の内訳

（単位：円）

処 理 内 容	処 理 件 数	備 考
	合計 件 （交付申請件数）	

申請額の算定式 _____

（添付資料） 算定の基となる資料等

様式第3号（第7条関係）

年度埼玉県市町村職員の「旅券法」に基づく旅券事務
実施に関する交付金交付決定通知書

第 号
年 月 日

市町村長 様

埼玉県知事

年度埼玉県市町村職員の「旅券法」に基づく旅券事務
実施に関する交付金について、下記のとおり決定し、交付します。

記

交付決定額 金 円

〈交付の内訳〉

（単位：円）

	金額
本年度申請書に基づく 事務処理件数による交付金額	
前年度交付金額の精算額	
	合計 (交付決定額)

様式第4号（第7条関係）

年度埼玉県市町村職員の「旅券法」に基づく旅券事務
実施に関する交付金交付請求書

第 号
年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

（請求者）所在地
団体名
代表者名

年 月 日付け 第 号で交付決定された
埼玉県市町村職員の「旅券法」に基づく旅券事務実施に関する交付
金について、下記のとおり請求します。

記

1 交付金額

請求額 金 円
（交付決定額） 金 円

2 請求区分 精算払（口座振替）

3 振込先

金融 機関名	（支店名： ）		
種 別	・普通 ・当座 ・その他（ ）	口座 番号	（7桁表示）
（フリガナ） 口座名義	（ ）		